

入学資格個別審査について

川口市立看護専門学校

当校では、社会人入試に際し「高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者」として入学資格認定を必要とするかたについて、下記のとおり個別の入学資格審査を実施します。

記

- 1 対象者 当校の入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めるかどうかについて、本校の個別の入学資格審査を希望する者で、次の要件を全て満たす者
 - (1) 学校教育法第90条第1項に該当しない専修学校、各種学校およびその他教育施設を卒業または修了の認定を受けている者（見込み含む。）
 - (2) 前の(1)において、国語（相当する教科を含む。以下の各教科において同じ。）、地理歴史又は公民、数学、理科、外国語の5教科の単位を含み、教科・科目の合計が74単位相当以上修得している者
※単位については文部科学省が定める高等学校学習指導要領に準じる。
 - (3) 令和8年4月1日現在で満25歳以上の者
 - (4) 令和7年4月1日以前から埼玉県の実住者である者又は埼玉県内で引き続き就業している者
 - (5) 当校卒業後、看護職として川口市内に就業する意思のある者

- 2 提出書類
 - (1) 入学資格認定申請書（当校指定の様式）
 - (2) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書又は調査書
 - (4) 最終学校の教育課程（学校案内、学則、カリキュラム、卒業に必要な総授業時間数等）が確認できるもの（シラバス等）※申請書類は全て日本語のものを提出してください。外国語の場合は、本人が大使館に出向いて書類を日本語に訳し、大使館の証明を受けたものを提出してください。
※前の(2)(3)については、教育施設の代表者が証明したものを提出してください。

- 3 申請期間 令和7年9月1日(月)～9月8日(月)必着
- 4 審査期間 令和7年9月9日(火)～9月11日(木)
- 5 申請書類
提出先 川口市立看護専門学校事務室
〒333-0826 川口市大字新井宿802番地の3
Tel048-287-2511
- 6 審査方法 提出された申請書類を当校入学資格審査会で審査します。
- 7 審査結果 入学資格審査の結果は申請者宛に郵送により通知します。入学資格を認めた方には認定書を交付しますので、すぐに受験手続をしてください。
- 8 その他 (1) 提出された書類は返却いたしません。
(2) ご不明な点やお問い合わせは下記までご連絡ください。

川口市立看護専門学校事務室
Tel048-287-2511